

令和7年度 調布市立若葉小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・東京都いじめ防止対策推進基本方針
- ・東京都教育委員会いじめ総合対策
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要領

【目指す児童像】：互いのよさや違いを認め合うことのできる児童

いじめ防止対策に関する教育委員会の目標

- 「するを許さず」いじめを許さない心を育む
- 「されるを責めず」いじめられている子を責めない心を育む
- 「いじめに第三者なし」「いじめはいけない」と言える心を育む

いじめ防止等に関する学校の目標

- (1) 対応の根幹 自分を大切することは他の人に大切にすることにつながる。
- (2) いじめを防ぐ原則「するを許さず」「されるを責めず」「いじめに第三者なし」
- ・いじめは絶対に許されない人権侵害である。
- ・いじめられている児童の立場に立って守り抜く。
- ・いじめを傍観している児童もいじめに関わっていることに変わりない。

いじめの未然防止・早期発見のために

○教職員の指導力の向上

- (1) いじめに関する研修の実施
- ・教職員に対する校内研修を年3回実施する。
 - ・人権教育プログラムや調布市いじめ撲滅の手引き等の資料を活用する。
- (2) 人権教育の充実
- ・人権教育ニュースを、全教員に配布する。
 - ・人権教育指導啓発資料を、全教員に配布する。

○学校の組織的対応

- ①学校いじめ防止対策基本方針の策定
- ②学校いじめ防止対策委員会の設置
- ③全教職員による情報共有

【未然防止】いじめを生まない、許さない学校づくり

- ① 児童が安心・安全に学校生活を送ることができるための学校づくりの推進を図る。
- ② 校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するためのシステムの構築を図る。
- ③ 児童に「いじめ」について主体的に考える機会を設け、「いじめは絶対に許さない」ことを自覚する態度を図る。
- ④ 人権教育ニュースや人権教育指導啓発資料等の活用を通じた教職員の研修の充実を図る。
- ⑤ 月に一度のいじめ防止対策委員会及び児童への心の健康観察により、いじめの未然防止及び早期発見に努める。

- ・管理職+主幹等をもとに「いじめ防止対策委員会」設置し基本方針を示す。
- ・学級経営、道徳教育、人権教育等の充実を含めた「いじめ防止対策」年間指導計画を作る。
- ・『自分も大切に みんなも大切に』のテーマのもと、道徳授業地区公開講座で価値項目【生命の尊さ】の道徳授業を行い、教職員の人権意識の高揚及び授業力の向上、学校の組織的対応力の強化を図る。
- ・異学年集団による児童同士の交流を通して、連帯感を高め高学年の児童にはリーダーとしての自覚や行動の仕方を身に付けさせる。低学年の児童には、上級生と協力して活動することの楽しさを味わわせる。
- ・年間3回の「あいさつ運動」及び地域に開かれた学校づくりの推進を図る。
- ・中高学年にスマートフォン等によるいじめの未然防止を図るため、外部機関を活用し情報モラル教育の推進を図る。
- ・いじめの根絶について、家庭訪問・学校だより等を活用した家庭・地域に対しての啓発及び協力依頼をする。

【早期発見】いじめを直ちに発見できる学校づくり

- ① 児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知するシステムの構築を図る。
- ② 被害の児童や周囲の児童から、いじめ情報を確実に受信できるシステムの構築を図る。

- ・看護当番が校内巡回を行い、児童の見守りの強化を図る。
- ・年3回のふれあい月間でいじめ実態調査（アンケートとその聞き取り）を実施する。
- ・第5学年の児童にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ・副校長を担当者として、「いじめ相談窓口」を開設する。
- ・管理職+生活指導主任+主幹+該当学年等を中心に対策委員会を設置して迅速な対応に当たる。
- ・いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうための啓発資料を活用する。

具体的ないじめへの対応（早期対応、重大事態への対応）

①実態把握の観点

- ・個人情報の取扱については十分留意しながら、被害及び加害児童・生徒（場合によっては、第三者の周囲の子）を、個々に集め、どのようないじめの事実があったのか、正確な内容を迅速に行う。
- ・スクールカウンセラーを含めた関係諸機関との連携を密にする。
- ・学校便り等を使い、日ごろから児童や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等について、積極的な紹介を行う。

②指導・支援の基本姿勢

- (1) いじめ防止対策委員会の構成員
管理職・生活指導主任・主幹教諭・養護教諭・学年主任・当該担任・スクールカウンセラー
- (2) 指導内容
 - ・指導のねらいの明確化を図る。
 - ・具体的に「誰が」「いつ」「どのような」対応を行ったかを把握する。
 - ・被害児童を守る体制作りをする。
 - ・生活指導夕会で、すべての職員の情報の共通理解を図る。

③＜被害児童への支援＞

- ・温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- ・いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより安心感をもたらせる。
＜加害児童への指導＞
- ・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つけ、苦しめていることに気付かせる。保護者への協力を求める。

○目標策定の方針

- ・「子ども 夢 すこやか まちづくり」～いじめや虐待のないまち宣言～
- ・調布市教育委員会基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる。
- ・いじめ・偏見・差別や虐待をしない、させない人間を育成する教育を推進する。

○いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

○スクールカウンセラーとの連携

都配置・市配置のSCが連携し、学校の教育相談の窓口として活性化を図り、組織的な対応が推進されるようとする。

○保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止対策基本方針の策定及びいじめ相談窓口の設置についての周知
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを紹介する。
- ・全家庭に、「調布市いじめ撲滅のためのリーフレット」を配布する。
- ・児童館及び学童クラブ、あそびバ、CAPS等との連携を図る。

*重大事態への対処

- ①教育委員会への報告及び、教育委員会との連携を図り、教育委員会からの指導助言による対応をする。
- ②被害の子どもに対する緊急避難措置を検討し、実施する。
- ③被害の子ども及び保護者に対して、スクールカウンセラーによるケアやスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を行う。
- ④加害の子どもへの継続的指導を行うとともに状況把握を行う。場合により、訓告等の懲戒を検討し、実施する。
- ⑤警察や児童相談所との連携を実施する。
- ⑥臨時保護者会の開催を市教育委員会の助言のもと行う。
- ⑦経過観察を行う。



生活指導主任会報告内容（教育委員会や関係機関と連携して対応する場合）

- 「調布市教育委員会いじめ防止対策委員会」を設置する。教育長を委員長とし、指導室長、統括指導主事、指導主事、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか等を中心に学校と連携協力し、いじめ解決のための具体的な手立てを講ずる。必要に応じて、調布市顧問弁護士、調布警察署、保護司会、多摩児童相談所等を第三者からの委員として依頼し、問題の早期解決を図る。

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	普通救命講習 セーフティ教室（6月） いじめに関する授業を年間3回						セーフティ教室（9月） 「人権週間」いのちの授業「いのちと心の教育」 道徳授業地区公開講座（12月）					
生活指導	生活指導全体会 あいさつ運動・ふれあい月間（6月） 情報モラル研修 ※毎月の生活指導主任会で情報交換・研修 調布警察署少年係・保護司会との連携			あいさつ運動・ふれあい月間（11月）			生活指導全体会			あいさつ運動・ふれあい月間（2月）		
学校行事	入学式・始業式		わかばスポーツ大会		終業式・始業式		わかばステージ		終業式・始業式		終業式・卒業式	
特別活動	生活のルール（4月）		～～～		たてわり班		～～～		個人面談		学校公開（2月）	
家庭・地域	保護者会 調布市防災教育の日 学校公開（5月）個人面談		学校公開（10月）		個人面談		学校公開（2月）		保護者会			